

## 会 議 録

会 議 録	平成 2 4 年度山陽小野田市防災会議
開 催 日 時	平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日（水） 午後 1 時 3 0 分から 午後 3 時 0 0 分まで
開 催 場 所	山陽小野田市役所 3 階 大会議室
出 席 者	<p>山陽小野田市防災会議会長（市長 白井博文）</p> <p>山陽小野田市防災会議委員 3 0 名</p> <p>（山本正直委員代理、高司豊光委員代理、中本嘉実委員、山下徹委員代理、福永龍臣委員代理、村田誠委員代理、廣岡隆義委員、佐藤裕志委員、藤井泰雄委員代理、廣嶋正光委員、山縣始委員、河合伸也委員、山本克己委員、杉本克彦委員、堀川順生委員、川上賢誠委員、田所栄委員、渡辺津波委員、服部正美委員、江澤正思委員、杉野嘉裕委員、磯村軍治委員、亀谷保雄委員代理、奥盛雄委員、杉本和代委員代理、三原英也委員、河村芳高委員、伊藤範久委員代理、奈良定健二委員代理、相馬俊一委員）</p> <p>事務局 6 名</p> <p>（清水総務課長、末永総務課危機管理室長、石津主任主事、藤永主任主事、河田土木課長補佐、(株)ジャパンインターナショナル総合研究所伊藤主任研究員）</p>
委員欠席者	1 名
担 当 課	総務部総務課危機管理室
会 議 次 第	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 委員自己紹介</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 報告事項</p> <p>ア 市内気象情報の発令状況について</p> <p style="padding-left: 40px;">平成 2 3 年度、2 4 年度の市内気象情報発令状況</p> <p>イ 山陽小野田市防災基本条例について</p>

	<p style="text-align: center;">山陽小野田市防災基本条例</p> <p>ウ 山陽小野田市総合防災訓練について 平成24年度山陽小野田市総合防災訓練実施結果</p> <p>エ 南海トラフの巨大地震について 南海トラフ巨大地震による最大震度・最大津波高等推計結果 山陽小野田市海拔表示板の設置について</p> <p>(2) 審議事項 山陽小野田市地域防災計画の修正について 山陽小野田市地域防災計画修正作業 工程表 山陽小野田市地域防災計画【計画修正方針(案)】</p> <p>(3) その他 山陽小野田市土砂災害ハザードマップ</p> <p>5 閉会</p>
<p>1 開会     《事務局》</p> <p>2 会長あいさつ     《会長》</p>	<p>只今から、平成24年度山陽小野田市防災会議を開催いたします。この防災会議は、災害対策基本法第16条の規定に基づいて制定された山陽小野田市防災会議条例により、地域防災計画の作成、修正及び計画実施の推進等を所掌事務としており、市長が会長となり、市、県、国の防災担当部局やライフライン各社を始めとする公共企業などの防災関係機関の職員で構成されています。</p> <p>この度、東日本大震災による国の地震想定の見直し等を受け、山陽小野田市地域防災計画の修正を実施するにあたり、委員の皆様にお集まりいただきました。それでは、開催にあたり、山陽小野田市防災会議会長である山陽小野田市長白井博文が御挨拶申し上げます。</p> <p>みなさん、こんにちは。初対面の方が結構いらっしゃいます。防災会議については、市役所では年1回の開催が普通ですが、本市では、第1回が平成19年の2月ですから、5年ぶりの第2回</p>

目の防災会議となります。したがって、初対面の方がいらっしやっても不思議ではありません。国、県、民間の関連会社の方もいらっしやいます。どうぞよろしくお願いいたします。

平素から市民の安心・安全にそれぞれの立場でご尽力をいただいております。あらためてお礼を申し上げます。昨年3月11日に発生した東日本大震災は、千年に一度の規模となった地震・津波といった自然災害に加え、炉心溶融という国民の誰もが考えることもなかった原子力発電所の事故の発生、その後の風評被害、政府機能の停滞というと言いつぎかもしれませんが、いくつもの災害が重層的に発生したということで、これは想定以上の想定をはるかに超えた大災害が現に起きまし、これからも起こりうるということを国民に改めて教えてくれました。

今年度におきましても7月の九州北部豪雨災害、9月の度重なる台風など、自然災害は国内各地に多くの被害をもたらしています。本市におきましても、一昨年7月15日の大水害、その前年にもそれほどの規模ではありませんでしたが、水害を体験しています。一昨年の豪雨災害で甚大な被害を受けたことは、記憶に新しいところです。その時の皆さまのご協力には大変ありがたく感謝しております。

このような状況を踏まえ、今年10月に実施した山陽小野田市総合防災訓練では、初めての経験でしたが、ブラインド方式による図上シミュレーション訓練を行いました。山陽小野田市にとっては初めての本格的な災害を想定した図上訓練でした。これにより本部体制の一層の強化を図りました。

本日の防災会議では、地域防災計画の一部を見直したいということで、大勢の構成員の皆様にお願ひし、ご出席いただきまして、その修正方針（案）についてご審議いただきたいと思います。市の組織改編や中央防災会議において検討が進められている南海トラフの巨大地震に係る最新の動向を踏まえ、津波対策についても追及し、災害時に使いやすい地域防災計画に改訂してまいりた

	<p>いと考えています。南海トラフについては、国や県において、その精度について検討が進められているところです。最新の情報に基づいて計画を改めてまいりたいと考えております。</p> <p>すべての災害に対して想定することは、はなはだ難しいことですが、皆様の忌憚のないご意見を賜りながら進めていきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、ここで本日配布している資料の確認をさせていただきます。さきほど受付で配布した席次表が1枚、会議次第が1枚、出席者名簿が1枚、資料1から資料8までございます。配布漏れがございましたらお知らせください。ないようですので、議事に入る前に、本市の防災会議に初めて御出席される方もおられますので、それぞれの自己紹介をお願いいたします。順番は、市長から向かって右側の方を前から順番に、終わりましたら左側の方を前から順番に行っていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。</p>
3 委員自己紹介	
《各委員》	→座席順に自己紹介をした。
《事務局》	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは只今から議事に入らせていただきます。山陽小野田市防災会議条例に基づき、議長は会長が務めることになっておりますので、会長には今後の司会進行をお願いします。</p>
4 議事	
(1) 報告事項	
《会長》	<p>それでは、議事に入ります。(1) 報告事項のアからエの事項について、一括して事務局から報告してください。</p>
《事務局》	<p>ア 市内気象情報の発令状況について</p> <p>資料1「平成23年度、24年度の市内気象情報発令状況」</p>

座ったままで失礼します。危機管理室の末永でございます。それではお手元の資料1をご覧ください。上下二つの表に分けて表記していますが、上段に平成23年度、下段に平成24年度11月までの山陽小野田市の気象状況を表記しております。それでは、平成23年度と24年度を対比しながらご説明をさせていただきます。

平成23年度では、暴風警報、波浪警報は0件でしたが、24年度については、11月までに暴風警報が3件、波浪警報が2件発生しております。大雨による情報ですが平成23年度、24年度と注意報がそれぞれ32件、37件発表されており、今年度は11月までに5件の増加となっております。警報については平成23年度、4件に対し、24年度は10件と6件増となっております。警報だけを見ても昨年度のなんと2.5倍となっております。

次に、洪水をご覧ください。平成23年度、24年度において、それぞれ32件、34件と注意報の回数に大差はありませんが、警報について申しますと平成23年度5件に対して24年度はちょうど2倍の10件となっており、そのうちの7割が7月に集中しています。これは、今年7月11日～14日にかけて九州北部に梅雨前線が停滞し、この大雨により、福岡県柳川市を流れる矢部川と沖端川の堤防が決壊するなど河川のはん濫や土石流が発生し、熊本県、大分県、福岡県で死者27名、行方不明者5名となったほか、九州北部を中心に住家損壊、土砂災害、浸水被害等を発生させた梅雨前線の影響と考えられます。本市については、幸い大きな被害はありませんでしたが、梅雨前線がもう少し北上していたら平成22年7月13日～15日、本市を襲った大雨災害の二の舞になっていたと考えられます。

続いて、高潮注意報ですが、平成23年度、24年度とも10件程度の発表でありましたが、特に、今年度は9月に周防灘を中心に高潮警報が発表され、本市においても9月16日午後から数

名の自主避難者がおられました。17日に注意報から警報に切り替わったため、午前6時に4自治会242世帯、542人に避難準備情報を発表し、13避難所を開設しております。さらに午前7時55分、同地区に「避難勧告」を発令いたしました。これによる延べ避難者は32世帯、65人の方が避難をされております。平成22年の大雨災害の反省を基に、多種対応な情報手段を使って住民に情報提供するという観点から、市防災メールを始め、ドコモ、au、ソフトバンクの緊急速報メール等を利用して市民にお知らせすると共に、今年3月、災害時応援協定を締結いたしましたFMサンサンきららを利用して、ラジオによる避難を呼びかけていただきました。午後0時27分、高潮警報解除を受け、本市の避難勧告の解除をしております。P4左下に避難者数及び被害報告を掲載しておりますが、ご覧のとおり平成11年の山口・宇部空港をはじめ山陽小野田市を襲った高潮被害のような大規模な被害とまでには至っておりません。

以上、簡単ではございますが、市内気象情報の状況報告とさせていただきます。

#### イ 山陽小野田市防災基本条例について

##### 資料2「山陽小野田市防災基本条例」説明

それでは次に、イの山陽小野田市防災基本条例についてご説明をいたします。資料2をご覧ください。

本年7月に災害に強いまちづくりを推進するため、山陽小野田市防災基本条例を制定しました。その概要について簡単にご説明します。資料2の1ページをご覧ください。本条例の制定の趣旨を掲載しています。

地震、台風、ゲリラ豪雨などによる災害は、多くのかけがえのない命や財産、平穏な生活を奪い、ときには地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらすものです。山陽小野田市は、平成21年と平成22年の豪雨災害により、幸いにも人命に被害がなかった

ものの、市民の財産に多大な被害を受けました。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、いままでの想定を超えた規模の災害となり、多くの生命と財産を一瞬にして奪い、人々の暮らし、地域社会や都市機能に甚大な被害をもたらしました。災害は、いつ起こるかわかりません。災害から市民の生命、身体及び財産を守り、市民の安全な暮らしを確保するためには、行政だけではなく、市に関わるすべての者がそれぞれの責務と役割を理解し、相互に連携し、協力しあっていくことが必要不可欠です。

そのため、防災に対する基本理念を定めるとともに、市民、事業者、市それぞれの責務と役割を明らかにし、今後の本市における災害対策の基本方針を示す条例を制定することにより、本市が災害に強いまちづくりを推進するという決意表明を行うものです。

次に2ページをご覧ください。(1)の基本理念ですが、本条例では、「自助」「共助」「公助」を防災の基本理念として捉え、災害対策に取り組んでいくこととしております。

また、(2)の地域防災計画への基本理念の反映についてですが、本市の地域防災計画を策定する時には、本条例の基本理念を反映することを求めています。

なお詳細については、お手元の資料をもって説明に代えさせていただきます。

#### ウ 山陽小野田市総合防災訓練について

##### 資料3「平成24年度山陽小野田市総合防災訓練実施結果」

お手元の資料3をご覧ください。今年度の市の総合防災訓練につきましては、例年実施していた小学校区での防災訓練が昨年度をもって一巡したこともあり、今年度は、ブラインド方式によるロールプレイング訓練を10月10日(水)午後から、ちょうどこの会場及び、隣の小会議室等を利用して実施しております。こ

の訓練は、あらかじめ想定された災害を人員や機材を使用した、今までの住民に見せる訓練とは異なり、職員がその場で災害対応を考える訓練といたしました。知らされているのは大雨洪水の想定のみで、その後は被害状況を知らせる役の職員が、被害対応するそれぞれの災害対策部に次々と災害情報を与え、これらによる被害を本番の災害さながら処理していくというものです。訓練参加者は、5に記載のとおり、陸上及び海上自衛隊、警察署、消防局、社会福祉協議会に参加ご協力をいただき白井市長以下99名で実施しております。

また、6に記載がありますように、自主防災会を含め25名の方の参観がありました。訓練終了時には、災害本部長であります白井市長に講評をいただき参加者全員で災害時の情報共有等の重要性について共通認識を深めたところであります。

以上で山陽小野田市総合防災訓練の結果報告を終了いたします。

#### エ 南海トラフの巨大地震について

資料4「南海トラフ巨大地震による最大震度・最大津波高等推計結果」

続きまして、資料4の南海トラフ巨大地震についてご説明します。ご存知の通り、国におきまして南海トラフの巨大地震に伴う津波高や被害の推計結果が発表されました。本市に関係する推計結果についてご説明します。

1ページの3. 山陽小野田市における最大津波高・津波の最短到達時間及び最大震度をご覧ください。本市における最高津波高は4m、津波の最短到達時間は218分、つまり3時間38分で到達します。最大震度は5強とされています。

3ページの6. 山口県における被害想定をご覧ください。山口県全体で最大死者数約200人、最大負傷者数約1,800人、最大全壊棟数約4,800棟とされています。



以上簡単ではございますが、資料4の説明にさせていただきます。

#### 資料5「山陽小野田市海拔表示板の設置について」

本市の海拔表示板の設置状況について、御報告させていただきます。

お手元の資料5をご覧ください。東日本大震災後、全国各地域において津波被害に対する住民の心配が一気に広がりました。

本市においても同様に、津波が来たときはどこへ避難すればいいのか、また、自分の住んでいる地域の海拔はどのくらいなのかという問合せが多く寄せられました。

そこで、本市では今年度より5年計画で海拔表示板を設置することといたしました。今年度については、資料のP2、3にありますように公共施設、避難所及び幼・保育園並びに学校関係など114カ所に海拔表示板を設置する予定です。

来年度以降は、海沿いの地域を中心に道路の電柱等を利用して海拔表示を実施したいと考えております。その際には、本市の防災会議委員であります中国電力様、西日本電信電話様には、改めてご協力をお願いしたいと考えておりますので、宜しくお願いします。

話がそれましたが、海拔表示板は図にありますように縦50cm、横35cmのカラータタンで海拔の小数点第一位までを表示しております。今後の4年間で、市道を中心に約450カ所に設置する考えです。

以上、海拔表示板の設置についてご説明を終了します。

以上で報告事項のすべての説明を終わります。よろしくお願い致します。

#### ◆質疑

《会長》

資料4を出して下さい。説明がわかりづらい部分がありましたが、1ページの下の方から2つ目の枠、山陽小野田市の場合は、

	<p>南海トラフの巨大地震について、国・政府の予測では最大震度が5強、それから3ページの下から3番目の枠の右端、地震・津波の被害を合わせて、死者200人の予想ということですか。</p> <p>《事務局》 はい。最大の予測ということで公表されております。</p> <p>《会長》 資料5をご覧ください。1ページ目の下に「この付近の地盤は海拔約11.3mです」とあります。山陽小野田市はもともと開作で開けたまちです。ほとんどが海拔0mではないですか。</p> <p>《事務局》 そのとおりでございます。</p> <p>《会長》 みなさん、そういうことです。ひとつよろしく御認識のほどお願いします。</p> <p>報告について説明をしていただきました。ご質問があればどうぞ。よろしいでしょうか。</p> <p>次に審議事項に移ります。審議事項として山陽小野田市地域防災計画の修正について、資料として6と7があります。では説明をお願いします。</p>
<p>(2) 審議事項</p> <p>《事務局》</p>	<p>それでは資料6と7によりまして、山陽小野田市地域防災計画の修正についてご説明します。</p> <p>平成18年度に現在の地域防災計画を策定以降、本市では平成21年、22年の豪雨災害を経験し、また昨年3月には東日本大震が起こるなど、市を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。これらの変化に対応し、国や県の最新の動向を計画に取り入れ、災害に強いまちづくり、減災を基本とした災害対策を推進するための指針とすることを目的に、地域防災計画の見直しを行うこととしました。</p> <p>それでは、資料6の山陽小野田市地域防災計画修正作業工程表</p>

をご覧ください。この資料をもとに修正に係る工程をご説明します。

本年8月から事務局では修正作業に入っております。なお、この度の見直しは、全面改訂が必要であることからコンサルタント会社のお手伝いをいただきながら、修正作業を進めています。資料の下側の(3)防災会議等、①防災会議の欄をご覧ください。本年の9月～10月にかけて、お手元の資料7でお示ししている修正方針(案)のもととなる修正骨格(案)を事務局で作成し、委員の皆様のお手元に配布し、意見の照会をさせていただきました。12月の欄について、本日の会議ですが、骨格案に対する意見を反映させ、資料7を作成しましたので、これについて本日決定いただきたいと考えております。次に、来年1月には修正方針(案)に基づき作成する地域防災計画修正(案)を皆様に送付し、意見の照会をさせていただきたいと考えています。その意見を反映した地域防災計画最終修正(案)を作成し、2月～3月にかけてパブリックコメントにかけたのち、来年5月頃、再度防災会議を開催していただき、地域防災計画修正(案)を最終決定していただきたいと思います。

それでは、計画修正方針(案)について、修正業務を委託している株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所の伊藤主任研究員より説明します。

《ジャパン総研》

みなさんこんにちは。この度、山陽小野田市地域防災計画の修正業務の委託を受けております、ジャパンインターナショナル総合研究所の伊藤と申します。よろしくお願いたします。座って説明させていただきます。

お手元の資料7 計画修正方針(案)の1ページをご覧ください。計画の目的からご説明します。まず、計画策定の背景として、防災基本条例にもありましたが、平成21年、平成22年の豪雨災害、東日本大震災の発生、また、今後発生が予測される南海ト

ラフの巨大地震等を踏まえて平成18年度に策定されている計画の見直しを行うこととしています。

計画の位置付けについては、災害対策基本法第42条に基づくものであるということ、策定については、防災会議の場で検討いただくこととしています。

また、国の防災基本計画、山口県の地域防災計画との整合を図っていくものとしします。さらに、防災対策の総合的な指針となりますので、山陽小野田市の総合計画や各部門別の計画との整合性を図っていくものとしています。

2ページをご覧ください。計画の特徴について、1つ目は、今後講じられる国の防災対策や法改正の動向等を踏まえることと、防災計画自体が数百ページに及ぶものになりますので、フロー図等を用いてわかりやすく、使いやすいものとしていきたいと考えています。また、総則、災害予防計画等については記載内容を整理します。

2つ目ですが、平成18年以降の最新の情報に基づいて修正していくということと、社会情勢や都市構造の変化、高齢化の進展などに対応するため、市民、事業者、学校等の防災力の向上をはじめ、市との連携を重視する計画としします。

3つ目として、東日本大震災以降の地震・津波対策に関する検討事項や、津波対策推進法等を踏まえたものとしします。

4つ目として、災害予防計画については、内容を体系的に整理し、できる限り具体的な事項を盛り込み、災害予防の視点で使いやすい計画にしたいと考えています。

5つ目として、近年の災害の中で災害時要援護者等の逃げ遅れ等の課題があるので、救援救護対策の充実を図っていくものとしします。

6つ目として、目次構成として、山口県の地域防災計画とすり合せています。

3ページをご覧ください。計画の体系を見直しています。現行

計画は3編構成となっており、その中に総則、災害予防計画、応急対策計画、復旧・復興計画となっていました。計画書のコンパクト化を図るため、風水害対策編と震災対策編の総則、災害予防計画、復旧・復興計画を合算し、5つの編と資料編という構成としています。

4ページからは計画の中身の修正ポイントとなっています。現在計画書自体の修正作業も進めていますが、資料として膨大になるため、主なものをまとめております。

総則については、風水害対策と震災対策をとりまとめ。防災関係機関の業務大綱や市や市民、それぞれの役割、災害履歴、被害想定を最新のものとしています。

5ページをご覧ください。第2編災害予防計画については、風水害対策編、震災対策編を合算し、考え方として、減災に向けた意識づくり、仕組みづくりにつながるものとしします。市と市民、事業者の連携や防災コミュニティの形成を目指すものとしています。また、施策や事業を位置付け、災害が起きなかったとしても点検・評価がしやすいように見直しをしています。主なポイントとして、第1章防災教育のところでは、減災や率先避難者の養成など、東日本大震災を踏まえた見直しを行っています。また、第2章では、自主防災組織の強化に関する部分で市民の皆様の力を発揮できるような計画としていきたいと考えています。

6ページをご覧ください。第8章に災害時に市役所の業務が継続できるようにBCPの作成に向けた記載をしています。また、第11章では、災害時要援護者への支援の強化に関することを追加します。

7ページの第14章では、災害ボランティアセンターの設置基準等、設置が円滑になるような内容を盛り込みます。

8ページをご覧ください。災害予防計画の中で強化したいところで、自主防災組織の育成強化の内容を記載しています。「自らの身の安全は自らが守る」というのが防災の基本となりますの

で、自主防災組織の結成促進、既存組織の強化等、具体的に記載しています。

9 ページでは、避難の流れ、災害時要援護者の安全確保についての内容を記載しています。

10 ページでは、避難所の運営について、東日本大震災を踏まえたものを記載しており、こうした点については、計画の中にも盛り込んでいきたいと考えています。

11 ページから第3編災害応急対策計画の（風水害対策編）では、被害を未然に防ぐことや拡大を防ぐための市や防災関連機関の取組を記載しています。第5章では、避難計画として、避難の流れ等について整理を行っています。

12 ページの第15章では、避難所の管理について、精神的なケア等の内容の充実を図っています。

13 ページの第16章では、ボランティアの受入れ支援等について記載の充実を図ります。

14 ページからは、災害応急対策計画（地震・津波対策編）となっています。地震・津波の被害の拡大防止等についてまとめています。中身の修正については、風水害対策編と重複するものもありますが、東日本大震災を踏まえて内容の充実を図っています。

16 ページの第20章では、東南海・南海地震防災対策推進計画について、山口県の計画に合わせて、入っていますが、今後南海トラフの巨大地震に関する検討に合わせて、記載内容を検討していきたいと考えています。

17 ページでは、報告事項にもありましたが、山陽小野田市における津波高、最大震度の想定を記載しています。

18 ページでは、津波対策に関する内容、津波情報の種類、避難行動等について記載しています。

19 ページでは、地震情報の種類として、速報等の内容を記載しています。

20ページでは、地震発生時の避難行動のまとめについて記載しています。

こうした啓発に関する部分についても計画に盛り込んでいきたいと考えています。

21ページからの第5編復旧・復興計画については、社会・経済活動の早期回復を図るためのものとして、被災した施設の復旧・復興に関するものです。主な見直しのポイントは、東日本大震災を踏まえた内容としています。

ここまでが主な修正ポイントとなっていますが、章によっては見直しのポイントが空欄になっているものもあります。これらの章についても、実際には細かい時点修正、最新の情報に合わせた修正を行っています。また、わかりやすい計画となるよう、フロー図や表にするなど工夫していきたいと考えています。

23ページからは資料編として、計画の最後に乗せるものです。防災組織に関すること、関係法令、関係機関の一覧等を記載します。4番にあるような災害危険区域等についてもまとめていきます。

また、24ページの6番では、避難所一覧を記載することとしています。

25ページの10番として、災害時対応マニュアルがあります。計画自体は膨大になりますので、災害発生時の対応について、よりわかりやすく簡素な形でマニュアル等を取りまとめます。

《事務局》

事務局からの説明は以上です。ご審議お願いします。

《会長》

大変なボリュームですね。

《ジャパン総研》

実際の計画はさらに膨大なページ数となっています。本日も願いたいのは、もっとこのあたりを強化した方が良いとか、皆様

<p>◆質疑</p> <p>《会長》</p> <p>《ジャパン総研》</p> <p>《会長》</p> <p>《福永委員》</p> <p>《ジャパン総研》</p> <p>《渡辺委員》</p>	<p>のお立場からご意見をいただければと思います。</p> <p>何かご意見はありませんか。地域防災計画は、各自治体で策定しており、山口県内の13市も基本はみんな一緒です。それぞれ特徴があって、バリエーションがあると思います。山陽小野田市の特徴はあえてあげるとすればどんなものでしょうか。</p> <p>おっしゃるとおり、防災計画はどこでも策定しており、国・県に基づくものですので、体系や入れなければいけない内容は一緒です。山陽小野田市においては、特に災害予防計画に力を入れたいと考えています。どうしても大きな災害が起きないと計画が活用されないというところがあります。そうではなく、日頃から災害予防対策を行っていけるよう、市、防災関係機関が動きやすいような計画にすることで計画の特徴を出していきたいと考えています。</p> <p>いろいろな会議に出席していると思います。何かご意見はありませんか。</p> <p>市長がおっしゃっていたように、山陽小野田市は海拔が低いところが多いので、特徴とすれば、地震・津波対策編で特徴が出てくるのではないのでしょうか。その辺は何かありますか。</p> <p>地震津波対策編については、南海トラフの巨大地震について、国でも検討が進んでいます。また、資料編の危険箇所等の記載や、被害想定についてしっかり記載していきたいと考えています。また、対策としてできるかぎり具体的に、市はどうするか、市民はどうすべきか整理したいと考えています。</p> <p>資料の7の7ページの17章火災予防計画には見直しのポイ</p>
--	---



<p>《会長》</p>	<p>ントがありません。消防が広域化されており、見直しが無いのはどういふことでしょうか。</p> <p>山口県では、これまでの自治体単位、中には合同もありますが、各自治体の消防局を持っています。国の指導、県の助言を受けて、宇部市と山陽小野田市は消防局を統合しました。本日は、宇部・山陽小野田消防局の局長が出席されています。消防局の統合によるメリット、市民の安心安全に対する役割が前進したと思います。そういう状況を踏まえて、修正についての特記事項はありませんか。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>市の消防本部から宇部・山陽小野田消防局に変更しており、消防局には内容の確認を投げかけ、修正をかけています。消防本部が消防局になったことについて、市と消防局の関わりは全体的な部分に含まれます。基本的に火災予防計画について、消防局になったことで大幅な改正があるとは認識していません。</p>
<p>《会長》</p>	<p>防災計画の修正方針についてご意見はありませんか。</p>
<p>《杉野委員》</p>	<p>組織体制の見直しにより、山陽小野田市が100名、宇部市200名の体制になりました。救急車も4単位から10単位になっており、火災、救急、救助等、総合力は増していると思います。それらをどのようにうまく活用していくかが課題になっています。大規模災害になった場合には、山陽小野田市の対策本部、宇部市の対策本部、消防局の3者が連携して、うまく稼働できるようにしていきたいので、防災計画にも入れていきたいと思います。</p> <p>また、消防無線のデジタル化、消防指令センターの改修など、総合的な体制について検討しています。</p>

<p>《渡辺委員》</p>	<p>事務局からは、主な見直しのポイントは空欄のままとなりましたが、杉野さんから説明もあり、見直しのポイントになると認識しました。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>消防局と協議して、この中に入れる項目があるか検討したいと思います。</p>
<p>《会長》</p>	<p>新しい計画を読んで、市民の関心が増すものであれば結構ですね。</p>
<p>《河村委員》</p>	<p>的外れな質問かもしれませんが、2年前の水害時に避難場所が保健センターや文化会館でしたが、避難しようと思った時水没して行けない状況でした。旧小野田市の市街地の85%は開作地なので海拔が低く、南海トラフの津波では4mとされており、市役所は0.9m、消防署0.4mなど、避難所に指定されている所は海拔1m程しかありません。建物が高いから指定されていると思いますが、早く逃げられればいいものの住民は、水を見ながら逃げるものです。「こりゃいけん」となった時にどうするかが課題だと思います。山陽小野田市では人口密度が多い所は、海拔が低いということを踏まえ、避難場所に行けることを考えてもらわないと大変な目にあうので、その辺をつめてほしいと思います。</p>
<p>《会長》</p>	<p>医師会の会長からの意見です。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>海拔が低いことは認識しています。避難所として指定しているのは公共施設であり、事前の避難所として設定しています。また、指定はしていますが、すべての災害に対しての避難所ではありません。災害によって分けて考えなければと思います。率先避難者を養成するなど、まずは、とにかく逃げてほしいと考えています。2年前の水害、東日本大震災からの教訓があるので、計画に</p>

	<p>活かして進めていきたいと思えます。</p>
《会長》	<p>避難場所の見直しについても改めて検討していただきたい、というご意見だと思います。</p>
《藤井委員》	<p>この資料の中にあるような、海拔が低いということを知民が認識しているかということに疑問があります。この地区は海拔が何mしかありませんという平素の意識が大切です。どこまでいけば大丈夫というエリアを示すことが必要で、「逃げてください」といってもどこに逃げればいいかわかりません。見える化が必要です。</p>
《事務局》	<p>おっしゃるとおりです。今年度から海拔表示を進めており、今年度は公共施設のみですが、来年度以降は主要な道路にも設置していきたいと考えています。また、県から被害想定細かいものが出されるので、それが出た後には、津波ハザードマップの作成を検討していきます。自主防災組織への出前講座の中でも、海拔等についても浸透させていきたいと考えています。</p>
《会長》	<p>防災計画には数値が出てきますが、国・県の指導で数値が動くことが考えられます。その都度、防災会議を開くのでしょうか。それとも運用問題としていくのか、いかがでしょうか。</p>
《事務局》	<p>国も県も見直しをするので、1年に1回は防災会議を開催して、計画の修正をしていきたいと考えています。</p>
《会長》	<p>5年ぶりの防災会議ですが、これからは毎年お世話になりますということですね。他にはいかがでしょうか。</p>
《河合委員》	<p>6ページのBCP、業務継続計画の所を気にしています。防災</p>

	<p>計画とともに重要だと思いますが、計画の中では作る必要があるということに留めるのでしょうか。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>つくる必要があるということです。病院や市役所、防災関係機関等がこれに基づいて作っていくものです。</p>
<p>《相馬委員》</p>	<p>数字とか細かい所について、1年に1回見直すということですが、避難場所、危険箇所の指定など、臨機応変に直して、その後1年に1回の防災会議で事後承認の形でないと間に合わないのではないのでしょうか。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>おっしゃるとおりです。数字が変わる部分や組織変更もあるので、その都度置き換えて運用し、1年に1回の防災会議でお示ししたいと考えています。</p>
<p>《会長》</p>	<p>山陽小野田市周辺は、風水害があっても地震・津波はありえないとずっと信じていましたが、そういう時代ではなくなってきたように思います。直接被災地になりえることを前提にして、防災意識の啓発を市民に向けて取り組んでいきたいと真面目な気持ちになりました。数値の修正については、運用の問題で、事後報告とし、1年に1回は、会議を開く必要があると思いますが。</p>
<p>《相馬委員》</p>	<p>このような形で1年に1回、防災について議論することは非常にいいことだと思います。</p>
<p>《会長》</p>	<p>事務局よろしいですか。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>はい。</p>
<p>《会長》</p>	<p>臨機応変に避難所や県からの情報等に対応してください。他に</p>

<p>《事務局》</p> <p>《会長》</p>	<p>はありませんか。資料7が地域防災計画の修正方針（案）ですが、これをパブリックコメントにかけるのですね。</p> <p>これに基づいて計画修正案を作成します。これが600ページ位になります。修正方針案と修正案両方をパブリックコメントにかけます。</p> <p>他にご意見がなければ、原案通りということによろしいでしょうか。これで、修正方針が原案どおり決定されました。その他はありませんか。</p>
<p>(3) その他</p> <p>《事務局》</p>	<p>資料8「山陽小野田市土砂災害ハザードマップ」</p> <p>産業建設部土木課河田と申します。その他といたしまして、土砂災害ハザードマップについてご説明します。</p> <p>資料8として、ハザードマップ縮小版をお示ししています。作成の経緯から説明させていただきます。山口県は平成23年度に山陽小野田市内全域の調査に基づき、平成24年5月29日に土砂災害警戒区域を指定しました。土砂災害警戒区域とは、土砂災害防止法に基づいて、急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり、これらによって被害が起こると想定される区域を言います。県では4月に関係区域内の自治会長に説明し、5月にこの区域を決定しました。これに基づいて、山陽小野田市では、土砂災害ハザードマップを作成しました。山陽小野田市の指定状況は、急傾斜地の崩壊が241箇所、土石流の崩壊が89箇所、地すべりの崩壊が4箇所で、合計334箇所が指定され、住民及び世帯等、家屋に被害がある想定区域として、指定されています。県内の土砂災害警戒区域は5月時点で22,030箇所、進捗率は87%と報告されています。特に危険箇所を土砂災害特別警戒区域とし、県内で4,842箇所指定されていますが山陽小野田市にはまだありま</p>

せん。今後県が調査を行い、平成28年度までに指定されると聞いています。

ハザードマップについて説明します。資料は縮小版ですが、実際のハザードマップはこの大きさ、8つ折りできる形となっています。表面に土砂災害の説明や注意事項等の情報を表示し、6つの区画に分けてマップを掲載しています。一番左上に区割図がついていますが、6種類のハザードマップを作成し、関係がある自治会、関係機関にも配布しています。この中には急傾斜地、土石流、地すべりについて、黄色で塗ってあるところは崩れる危険性がある箇所です。しかし、区域から外れた近隣も含めて、気象予報に周知しながら早めに避難していただくことを周知していきます。

また、関係機関、医療機関、ライフライン、避難施設等も記載しています。折りたたむとA1サイズの横書きの大きさになり、それぞれの項目がこのサイズに収まり、見やすくなっています。自治会の方に活用していただきたいと思います。12,400枚作成しており、一般世帯には配布を急ぐため17日に自治会の関係世帯に配布しました。関係機関等についてはこれから必要なものをお配りしたいと考えています。土砂災害ハザードマップのことについては以上です。

《会長》

資料8について、既にできあがっていて、時間的に無理をいうつもりはありませんが、「凶郭」という言葉は古いのではないのでしょうか。

《事務局》

本日の資料として作成したもので、実際にはその言葉は使っておりません。

《会長》

安心しました。こういう言葉はあるのですね

<p>《事務局》</p>	<p>県の資料にありました。</p>
<p>《会長》</p>	<p>わかりました。山口県の伝統があるのかもしれませんが。その他災害全般について、どんな点でも結構です。</p>
<p>《廣岡委員》</p>	<p>土砂災害ハザードマップについて説明がありましたが、セクションが違うからだと思いますが、ため池ハザードマップも作成しています。紹介するのなら、それも紹介した方がよかったですのではないのでしょうか。</p>
<p>《会長》</p>	<p>非常に危険なため池があることは自覚しています。事務局からその他はありませんか。</p>
<p>《事務局》</p>	<p>ありません。</p>
<p>《会長》</p>	<p>長時間にわたりましてありがとうございました。決まった作業を進めていただいて、これからは年に1回会議を開きたいと思いますので、多忙な皆様ですので早めに知らせてください。</p>